

回答様式

【別紙1】

要望者：

回答期限：

愛知自治体キャラバン実行委員会	令和7年9月5日
-----------------	----------

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【1】			①	情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。	情報システム標準化に伴う施策の変更は行わない予定です。	デジタル戦略室
【1】			②	住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド（情報格差）への対策を講じてください。	住民のデジタルデバインド対策として、従来の申請方法を継続するとともに、高齢者デジタルサポーターによるスマホ講座などの取組を行っています。 今後も人に優しいデジタル化を目指して、デジタルデバインドの解消に努めます。	デジタル戦略室
【2】	1	(1)	①	介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	第9期事業計画（令和6年度から令和8年度）では、保険料段階を13段階から15段階へ多段階化するとともに、低所得段階（第1段階から第3段階）の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(1)	②	収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	1	(1)	③	介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(1)	④	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(1)	⑤	介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。	国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(2)	①	要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。	現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(2)	②	福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	国の制度に基づき進めてまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(3)	①	介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。	国の制度に基づき進めてまいります。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	1	(3)	②	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(3)	③	要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。	特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(4)	①	介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	介護のしごと就職フェアを開催する等、積極的に検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(4)	②	一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(4)	③	8時間以上の長時間労働を是正してください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	1	(4)	④	夜勤体制についての実態調査を実施してください。	必要に応じて実施します。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	1	(5)	①	中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	補聴器の購入助成制度をすでに実施しています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(5)	②	サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり（たまり場）事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。	既に助成を実施し、支援を行っています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(5)	③	買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。	既にモデル事業を実施し、状況を鑑みた地域においても実施を検討しています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(6)	①	「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	第2期大府市認知症施策推進計画を策定しています。	高齢障がい支援課
【2】	1	(6)	②	認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	認知症高齢者個人賠償責任保険を実施しており、大府市長が契約し、対象となる市民の方は自己負担なくご加入いただけます。	高齢障がい支援課
【2】	1	(6)	③	認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	令和6年10月1日から、大府もの忘れ検診を実施しています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	1	(7)	①	介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	全ての要介護認定者に対し、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。	高齢障がい支援課
【2】	2	(1)	①	保険料（税）の引き上げを行わず、払える保険料（税）に引き下げてください。	低所得者への保険税の軽減や減免制度、非自発的失業者への軽減制度等を既に実施しています。	保険医療課
【2】	2	(1)	②	前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料（税）の引き下げに使ってください。	国民健康保険財政調整基金を活用し、被保険者の負担軽減を考慮した税率・税額を設定しています。	保険医療課
【2】	2	(2)	①	低所得世帯のための保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	低所得世帯のための減免制度については、既に低所得世帯への保険税軽減制度があり、さらに拡充する考えはありません。	保険医療課
【2】	2	(2)	②	18歳までの子どもに均等割保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。	子育て支援の観点から18歳以下（18歳になった後最初の3月31日まで）の子どもがいる世帯への国民健康保険税について、本市独自の子ども減免制度を実施しており、令和6年度に拡充をしました。	保険医療課
【2】	2	(2)	③	収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。	収入減少を理由とした減免制度については、現行から拡充する考えはありません。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	2	(3)	①	保険料（税）滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。	滞納者に対する給付制限は行っていません。	保険医療課
【2】	2	(3)	②	保険料（税）滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	所得補償としての妥当な支給額の算出が難しいため、創設する考えはありません。	税務課
【2】	2	(3)	③	滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。	税務課
【2】	2	(4)	①	傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	所得補償としての妥当な支給額の算出が難しいため、創設する考えはありません。	保険医療課
【2】	2	(5)	①	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	一部負担金の減免制度については、現行から拡充する考えはありません。	保険医療課
【2】	2	(5)	②	制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	市公式ウェブサイト等で制度の周知を図っています。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	2	(6)	①	国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。	国の方針に準じて資格確認書を発行します。	保険医療課
【2】	3	(1)	①	物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。	本市では、これまでも国の交付金を活用して住民税非課税世帯等の物価高騰の影響を特に強く受ける世帯への支援を実施しています。 また、市独自の支援策として水道基本料金を半額にする等、給付以外の方法でも市民生活を守るための支援を実施しています。 今後も物価等の社会動向を注視してまいります。	地域福祉課
【2】	3	(1)	②	生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。	制度に関する説明、家計など個々の状況の聞き取りを実施した上で、生活保護を必要とする方の申請に関する意思を確認した際には速やかに申請書等を交付し、受理しています。	地域福祉課
【2】	3	(1)	③	「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。	生活保護の申請は、一般的な補助金申請等とは異なり、福祉事務所職員による世帯や資産の状況などの生活実態の確認が不可欠です。また、生活保護は単に金銭給付だけでなく、福祉、医療、介護等の多種多様な制度を活用して自立を支援することを目的としています。 このため、「生活保護は権利です」と記載したしおりや申請書の設置は、公民館等の公共施設には拡大せず、福祉事務所に限って配布するとともに、お困り際には福祉事務所が相談先であることをウェブサイトでも周知しています。	地域福祉課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	3	(1)	④	住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	住居のない方であっても、介護や健康などの生活課題がない場合には、居宅保護を基本と考えています。 路上生活やネットカフェで寝泊まりされている方の場合には、一時的な簡易宿泊施設（個室）での緊急的な支援を開始し、生活課題の有無を見極めつつ、居宅移行に向けた支援を開始します。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑤	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。	現在も生活保護世帯には最低限度の生活に必要な冷房器具の持ち合わせが無い場合等にエアコンの購入及び設置に要する費用を支給しています。国が定める実施要領の範囲内で対応がされていることから、本市独自で補助を実施する予定はありません。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑥	扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	生活保護法では、親族の扶養が保護に優先されると規定されているため、国が例示する基準に当てはめて扶養が期待できる親族のみに扶養照会しています。 この扶養照会は、単に扶養という観点だけでなく、親族の連絡先の把握という観点でも重要な意味を持っており、引き続き個々の事案に応じて適切に実施してまいります。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑦	車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	自動車の使用については、一律の対応とせず、国が定める実施要領に沿って、障がいがある世帯の通勤、通院等について、状況に合わせて個別に判断しています。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑧	ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。	現在も国の配置基準に沿って査察指導員及び現業員を配置しており、充足された体制で適切に事務を行っています。	地域福祉課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	3	(1)	⑨	女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。	本市のような小規模の福祉事務所では、性別や資格、年齢、経験などを考慮して、多様な人材を配置することは困難であり、性別にこだわることで、かえって偏りをもたらす可能性もあります。 また、機械的に女性の現業員比率を高めていくよりも、現在個々の状況を見ながら迅速かつ適切に対応出来る体制が構築されていることが大切であると考え、相談者の状況に合わせて性別のほか、年齢や生活圏等を考慮して、補助職員や他部署の職員が同席・同行するなど、現在の体制でできる柔軟な対応をとっています。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑩	ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	現業員、面接担当者とも正規職員を配置しいずれも社会福祉主事任用資格を所持又は未所持者には資格取得を進めています。 現業員の配置については、単に経験年数を長くするのではなく、適切な人材を配置するとともに、研修等により成長を促す機会を提供して人材育成に努めています。 現業員の外部委託については、現時点においては予定していません。	地域福祉課
【2】	3	(1)	⑪	就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。	本市では、生活保護を担当する部門が自立相談支援機関を担当しています。主任相談支援員は正規職員が担っており統括的役割を担っています。 就労支援員等には会計年度任用職員を任用していますが、職務を遂行する上で、適性及び専門性を生かしたを発揮できる人材が配置されていることが望ましく、そのためには雇用形態に関わらず幅広い選択肢を設けておくことが適当であると考えます。	地域福祉課
【2】	3	(2)	①	自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。	本市の自立相談支援事業は、平成27年度の制度創設当初から市直営で行っています。 同一庁舎でのコンパクトな組織の強みを生かして、各部門との連携によって速やかな支援ができており、生活保護を必要とする場合にも相談、支援に対応しています。	地域福祉課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	3	(2)	②	任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。	任意事業については、各実施主体の実情やニーズに応じて実施するのが適当であり、事業実施により得られる効果及びコストも考慮しながら必要と思われる事業を検討、実施して参ります。 また、実施している大府市公式ウェブサイトにて相談先等の周知を図っています。	地域福祉課
【2】	3	(2)	③	食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。	生活に困窮する方のうち、当面の食糧に困る方に対してはフードバンクによる食糧支援を実施したり、直ちに仕事及び住居を求める方には住み込みでの就労先を紹介したりする等個々のニーズに速やかかつピンポイントに支援を実施してまいります。	地域福祉課
【2】	3	(2)	④	熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。	熱中症対策という全国的な課題は、国の全国统一制度の中で対応されるべきと考えるため、低所得者に対する本市独自の取組の予定はありません。	地域福祉課
【2】	4		①	福祉医療制度（子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	子ども・障がい者・高齢者医療につきましては、市独自に対象者等を拡充しています。縮小する予定はありません。	保険医療課
【2】	4		②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	令和4年10月より、子ども医療の対象者を18歳年度末まで拡大しています（通院のみ1割自己負担）。なお、助成の対象は保険対象分としており、食事療養の標準負担額については対象とする予定はありません。	保険医療課
【2】	4		③	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療（精神通院医療）の窓口負担を無料にしてください。	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に加え3級で非課税の方も障がい者医療制度（自己負担なし）の対象としています。また、精神障がい者（通院）医療助成制度による助成も行っています。	保険医療課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	4		④	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	対象を拡大する予定はありません。福祉医療制度の充実を図る一方で、原則としては受診者に一定の負担を求めるべきであり、そうでなければ医療制度は成り立たないと考えます。	保険医療課
【2】	4		⑤	妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	妊産婦の方には、妊産婦健康診査の受診券をお渡ししています。医療費助成については創設の予定はありません。	保険医療課
【2】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	こども幸齢者交流センターは、原則祝日、年末年始を除く日の午前9時から午後6時まで誰でも利用することができ、児童・生徒の居場所になっています。 今年4月からは、休館日を見直し、毎週日曜日に中学校区で1カ所のセンターを開館し、利便性向上に努めています。 また、今年6月から、毎月第1水曜日の午後5時から午後7時まで庁舎6階レストランを開放し、ボランティア団体が運営する中高生サロンを開催しており、中高生の居場所になっています。	こども若者支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	<p>市内4か所の公民館において、平成29年度からは市内在住の中学生を対象に、令和6年度からは小学校高学年を対象に加え、無料の学習支援を実施しています。</p> <p>小学生への通年実施や小学校低学年への対象の拡大については、利用者のニーズやNPOの人材確保の状況を確認のうえ判断してまいります。</p> <p>NPOや学生ボランティアなどの地域人材を活用することで、学習だけでなく、地域との交流や、つながりづくりを図ることができています。</p> <p>また、令和5年度から市内の団体と公民館とで連携し、全世代型サロンに包含する形でこども食堂を実施しています。</p>	協働推進課
【2】	5	(1)	①	教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	<p>本市では、貧困対策ではなく、世代間の交流を促進し、地域のつながりを作ることを目的として、こども食堂機能を有した「全世代型サロン」の開設を推進しています。現在、市内10か所あるサロンの実施団体に対し、運営に係る費用の補助や開催周知、運営に関する相談支援を実施しています。全世代型サロンは「いつ来ても、いつ帰ってもいい」気軽な地域の居場所として、市内公民館などで開催し、こどもを含む多くの市民にご利用いただいています。</p>	地域福祉課
【2】	5	(1)	②	こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。	<p>改正児童福祉法の施行にあわせ、令和6年4月1日に設置し、専任・正規の専門職員を配置しています。</p>	健康増進課
【2】	5	(2)	①	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	<p>認定基準（所得基準）については、生活保護基準額の1.50倍未満としています。</p>	学校教育課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	5	(2)	②	クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	オンライン学習の支援にあたっては、就学援助世帯の希望者に対して、家庭学習用Wi-Fiルーターの無償貸与を行っています。	学校教育課
【2】	5	(2)	③	申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	学校及び市役所関係課と連携し、年度途中申請も含めた就学援助制度の周知に努めています。	学校教育課
【2】	5	(3)	①	小中学校の給食費を無償にしてください。	令和5年度3学期から市内中学校の給食費を無償化しています。 小学校についても保護者から徴収する給食費では不足する食材費を公費負担するとともに、令和8年度から小学校の給食費の無償化に向けて準備を進めています。	学校教育課
【2】	5	(3)	②	就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	給食費については、国の定める基準に合わせ免除対象を定めています。 また、物価高騰分に対する補助金として、公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育事業、大府市認定保育室及び院内保育所（認可外保育施設）、幼稚園に対して補助金を交付しています。	幼児教育保育課
【2】	5	(4)	①	保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。	保育需要を注視しながら、3歳児15対1、4・5歳児25対1、1歳児5対1の配置基準について段階的に実施します。	幼児教育保育課
【2】	5	(4)	②	公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。	地域の保育必要量や園舎の経過年数等を踏まえ、計画的な保育所配置を進めています。また、令和7年9月から育児休業を取得しても継続して入園できるよう見直しました。	幼児教育保育課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	5	(4)	③	保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	認可保育所等及び認可外保育施設に対して、保育士資格を持つ職員が定期・不定期に施設の巡回を実施するとともに、保育現場を確認しながら指導監査を実施し、保育内容を把握しています。	幼児教育保育課
【2】	5	(4)	④	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。	地域のニーズを踏まえ、必要量を勘案し実施体制を整備しています。事業を実施する施設には、指導保育士が定期的に訪問し実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行います。	幼児教育保育課
【2】	6		①	自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	大府市心身障がい者扶助料を設けています。	高齢障がい支援課
【2】	6		②	どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。	グループホームや通所施設等の整備について、運営する法人と協力してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	6		③	夜間の職員体制を1フロア（ユニット）で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。	国の制度に基づき検討してまいります。	高齢障がい支援課
【2】	6		④	居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。	公平性や本人の能力や環境などを踏まえて、本人の自立を妨げないように支給決定を行っています。	高齢障がい支援課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	6		⑤	障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。	障害福祉サービスの利用者負担は、国が示す基準に沿っています。障害者施設入所者（利用者）に負担軽減を行っています。	高齢障がい支援課
【2】	6		⑥	40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	介護保険にも同等のサービスがある場合には、介護保険サービスの利用が原則となっています。 福祉サービス利用者には、更新時に利用意向の確認をしています。65歳到達前に障がい福祉、介護保険それぞれの制度や負担について説明をしています。	高齢障がい支援課
【2】	6		⑦	家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講	障害者介護給付の認定調査時などの機会に、職員が自宅や通所施設などを訪問しています。	高齢障がい支援課
【2】	7		①	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	令和4年度から、おたふくかぜワクチン、带状疱疹ワクチンの任意接種費用の一部助成を開始しました。おたふくかぜワクチンについては、1歳から2歳未満の方及び年長児に対して、带状疱疹ワクチンについては50歳以上の方を対象に助成を行っています。また、令和7年度からは、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方を対象に带状疱疹ワクチンの定期接種を開始しました。平成30年度からは、医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種の助成及び中学3年生、高校3年生相当の方にインフルエンザ任意接種費用の一部助成を実施しています。令和7年8月からは、24～36週の妊婦及び60歳以上の慢性疾患等を有する方を対象に、RSウイルスワクチン任意接種費用の一部助成を開始しています。 男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種の一部助成については、国の審議会の動向等を考慮していく必要があると考えます。 自己負担額を無料とすることについては、接種費用の単価や他市町の動向等を考慮していく必要があると考えます。	健康増進課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	7		②	高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は自己負担金1,500円、带状疱疹ワクチンの任意接種の自己負担額は、ピケン接種費用から4,000円を差し引いた額、シングリックスは接種費用から10,000円を差し引いた額×2回で実施しています。带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担額は、ピケンが2,600円、シングリックスが6,500円で実施しています。また、高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種については、複数回接種することへの安全性の確認が必要と考えます。	健康増進課
【2】	8		①	産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	平成30年4月から産婦健診の助成を2回に拡充して実施しています。	健康増進課
【2】	8		②	5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。	5歳児健診の実施には、健診内容の検討や児童精神科医師・心理士・保健師の人材不足など多くの課題があります。令和8年度に一部保育園で5歳児健診を試験的に実施し、健診の内容や方法を検討・確定してまいります。令和8年度の内容を踏まえ、令和9年度以降にすべての5歳児に実施できるように取り組む予定です。	健康増進課
【2】	8		③	妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は、妊婦・産婦の期間に1回実施しています。	健康増進課
【2】	8		④	保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科衛生士は保健センターに1名配置しています。	健康増進課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【2】	9		①	地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	愛知県における病床整備計画を注視しています。	健康増進課
【2】	9		②	自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。	三師会等からの意見を注視してまいります。	健康増進課
【2】	9		③	保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	今後の業務内容を注視し、人事担当部署と検討してまいります。	健康増進課
【3】	1		①	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。	大府市議会における陳情書の取扱いは、受け付けした後、議長の決裁を取り、定例会ごとに陳情・要望受付状況表を作成し、全議員に配布いたします。このたびの陳情書につきましても、12月議会に向けて同様の取扱いを行ってまいります。	議事課
【3】	1		②	マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	同上	議事課
【3】	1		③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	同上	議事課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【3】	1		④	介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。	同上	議事課
【3】	1		⑤	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。	同上	議事課
【3】	1		⑥	18歳までの医療費無料制度を創設してください。	同上	議事課
【3】	1		⑦	小中学校の給食費を無償にしてください。	同上	議事課
【3】	1		⑧	障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。	同上	議事課
【3】	1		⑨	医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。	同上	議事課

番号	番号	番号	番号	要望内容	回答	所管課名
【3】	2		①	国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	同上	議事課
【3】	2		②	加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。	同上	議事課
【3】	2		③	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	同上	議事課
【3】	2		④	学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	同上	議事課
【3】	2		⑤	地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。	同上	議事課
【3】	2		⑥	地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。	同上	議事課